

大阪広域水道企業団水道施設等屋外看板広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪広域水道企業団広告取扱規程（以下「規程」という。）に基づき、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）が所管する水道施設等（以下「水道施設等」という。）への屋外看板広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載方法)

第2条 水道施設等に掲載する屋外看板広告（以下「広告」という。）は、風の抵抗を受けにくいメッシュ生地の看板を水道施設等に取り付ける方法によるものとする。

2 広告の掲載及び撤去は、広告掲載の承認を受けた者（以下「広告主」という。）が行うものとし、その作業を行うときは、企業団の業務に支障が生じないよう企業団と協議の上、作業日時を決定するものとする。

(掲載可能な広告等の要件)

第3条 水道施設等に広告を掲載することができる者、広告の内容及びデザインの要件は、規程及び大阪広域水道企業団広告掲載基準によるものとする。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格、掲載場所、広告掲載の応募数は、企業長が別に定める。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、原則1年又は半年とする。

2 広告掲載の開始日および終了日は、企業長が別に定める。

(広告掲載希望者の募集)

第6条 水道施設等への広告掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）の募集は、企業団のホームページ等の広報媒体により公募する。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載希望者は、水道施設等屋外看板広告掲載申込書（様式第1号）により企業長に申し込むものとする。

2 企業長は前項の申込みを受けたときは、必要に応じて、広告掲載希望者に対し、広告掲載希望者に関する資料の提出を求めることができる。

3 申込みに添付する広告原稿案は、広告掲載希望者の責任及び負担で作成するものとする。

(申込資格)

第8条 広告掲載の申込みは、個人事業主、法人、地域産業団体、商店街、市場又は専門店等の連合体とする。なお、広告主を直接募集するため、広告代理店は申込みできないものとする。

(広告掲載の決定等)

第9条 企業長は、第7条の申込みが第3条の要件を満たすか審査し、広告掲載の可否を決定する。

2 企業長は、前項の決定をしたときは、水道施設等屋外看板広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第2号）により広告掲載希望者に通知する。

(広告料)

第10条 広告料については、企業長が別に定める。

2 広告主は、広告料を指定期日までに、企業団が発行する納入通知書により一括前納するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告主は、企業長が別に定める指定期日及び指定場所に、広告原稿（メッシュ生地の看板）

を提出するものとする。

- 2 広告原稿（メッシュ生地の看板）は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。
- 3 企業長は、第1項の規定により提出された広告原稿（メッシュ生地の看板）の内容が第3条の要件に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して内容等の修正を求めるものとし、広告主は、修正に応じなければならない。（広告掲載の取消し）

第12条 企業長は、次のいずれかに該当することとなった場合は、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定期日までに広告料の納付がないとき。
- (2) 屋外広告物条例により不許可となったとき。
- (3) 指定期日までに広告原稿（メッシュ生地の看板）の提出がないとき。
- (4) 前条第3項の規定による広告物の内容等の修正を広告主が行わないとき。
- (5) 広告掲載の決定後において、広告主、広告の内容等が第3条の要件に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触するものであるときで、企業長が求める修正を広告主が行わないとき、又はその修正によっても解消できないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、広告主の責めに帰すべき事由により水道施設等への広告掲載が適切でないと企業長が判断したとき。

2 企業長は、広告掲載の取消しを決定したときは、水道施設等屋外看板広告掲載決定取消通知書（様式第3号）により広告主に通知する。

3 第1項の規定により広告掲載を取り消した場合は、納付済みの広告料は返還しない。（広告掲載の取下げ）

第13条 広告主は自己の都合により、水道施設等への広告掲載を取り下げることができる。この場合、広告主は水道施設等屋外看板広告掲載取下届出書（様式第4号）により企業長に届け出なければならない。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告料は返還しない。（広告料の返還）

第14条 広告主の責めに帰さない事由により広告を掲載できなかった場合は、納付済みの広告料を当該広告主に返還するものとする。

2 前項の規定により返還する広告料は、広告を掲載できなかった日数による日割りとする（円未満切捨て）。

3 第1項の規定により還付する広告料には、利子を付さない。（広告の修復）

第15条 広告の色あせ、き損、破損については、広告主の負担により修復するものとする。

2 天災その他の不可抗力による広告のき損又は破損及び第三者による広告のき損、盗難、遺失等があった場合は、企業団の責めに帰すべきことが明らかな場合を除き、広告主において再度、広告を作成し、掲載するものとする。

（原状回復）

第16条 広告主は、第5条に規定する広告の掲載期間が満了したとき、第12条の規定により掲載の承認を取り消されたとき又は第13条の規定により広告の掲載を取り下げたときは、速やかに広告を撤去し、水道施設等を原状に復さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、広告主が速やかに広告を撤去しないときは、企業団は、これを撤去することができる。

3 広告の掲載、撤去等により、水道施設等に塗装のキズ等の損害が生じた場合は、広告主がその修復費用を負担するものとする。ただし、企業長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(広告の内容等の変更)

第17条 広告主は、掲載中の広告の内容及びデザインを変更しようとする場合は、変更しようとする日の30日前までに水道施設等屋外看板広告掲載内容等の変更申請書(様式第5号)により企業長に申し込まなければならない。

2 企業長は、前項の申請が第3条の要件を満たすか審査し、その結果について水道施設等屋外看板広告掲載内容等の変更可否決定通知書(様式第6号)により広告主に通知する。

3 広告の内容等の変更に伴う経費は、広告主が負担する。

(広告主の責務)

第18条 広告主は、掲載された広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権の全てにつき権利処理が完了していることを、企業長に対して保証するものとする。

3 第三者から広告の内容等に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。企業団は、第三者に対する損害については、いかなる理由があっても一切その責任を負わない。

4 広告主は、広告主又は広告の内容等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき又はこの要領等に抵触するものであるときは、速やかに企業長へ報告しなければならない。

5 広告主は、広告掲載の決定を受けた広告掲載の権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(屋外広告物条例の許可)

第19条 広告主は、広告掲載に際し、屋外広告物条例による許可が必要な場合は、当該許可を受けるとし、許可申請手数料は、広告主が負担するものとする。広告の内容等を変更する際も同様とする。

(損害賠償)

第20条 広告主は、第12条の規定に基づき広告掲載が取り消された場合は、企業団に対して損害の賠償を請求しないものとする。

(疑義等の決定)

第21条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、両者協議の上定めるものとする。

(その他)

第22条 この要領に定めるもののほか、水道施設等への屋外看板広告の掲載に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年2月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年3月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年8月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月12日から施行する。

水道施設等屋外看板広告掲載申込書

大阪広域水道企業団企業長 様

申込者 住 所
名 称
代表者職・氏名

連絡先 氏 名
T E L
E m a i l

大阪広域水道企業団水道施設等への屋外看板広告について、下記のとおり申し込みます。

記

1 掲載期間 年 月から 年 月まで

2 広告掲載希望枠数 枠

3 広告料 金 円（税込）

4 広告原稿案 別添のとおり
（A3サイズ、カラー版）

5 順守事項 屋外広告物条例による許可を受けるとともに、大阪広域水道企業団広告取扱規程、大阪広域水道企業団広告掲載基準、大阪広域水道企業団水道施設等屋外看板広告掲載要領等、関連規程について同意し、これを順守します。

6 業務概要 別添のとおり
（会社案内パンフなど事業内容が分かるもの）

水道施設等屋外看板広告掲載（不掲載）決定通知書

様

大阪広域水道企業団
企業長

先に申込みのありました大阪広域水道企業団水道施設等への屋外看板広告について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 決定区分 掲載（不掲載）
（不掲載の理由： ）
- 2 掲載期間 年 月から 年 月まで
- 3 広告原稿 提出原稿案のとおり

水道施設等屋外看板広告掲載決定取消通知書

様

大阪広域水道企業団
企業長

年 月 日付けで決定しました大阪広域水道企業団水道施設等への屋外看板広告の掲載については、下記のとおり決定を取り消しましたので通知します。

記

- 1 広告掲載の中止日
年 月 日
- 2 取り消しの理由
- 3 取り消した広告
- 4 広告料の返還の有無
ありません。_____円を返還します)。
(<算定根拠>)

水道施設等屋外看板広告掲載取下届出書

大阪広域水道企業団企業長 様

申込者 住 所
名 称
代表者職・氏名

連絡先 氏 名
T E L
E m a i l

年 月 日付で大阪広域水道企業団水道施設等への掲載決定を受けました屋外看板
広告につきましては、下記のとおり取り下げたいので届け出ます。

記

- 1 広告掲載を取り下げる日
年 月 日
- 2 広告掲載を取り下げる理由
- 3 取り下げる屋外看板広告
別添のとおり
(複数掲載している場合は、特定できるようにしてください。)

水道施設等屋外看板広告掲載内容等の変更申請書

大阪広域水道企業団企業長 様

申込者 住 所
名 称
代表者職・氏名

連絡先 氏 名
T E L
E mail

年 月 日付けで大阪広域水道企業団水道施設等への掲載決定を受けました屋外看板
広告につきましては、下記のとおり掲載内容等を変更したいので申請します。

記

1 掲載内容等の変更を希望する日

年 月 日

2 変更内容

(1) 変更する屋外看板広告（メッシュ生地の看板）

別添のとおり

（複数掲載している場合は、特定できるようにしてください。）

(2) 変更後の広告原稿

別添のとおり（A3サイズ、カラー版）

3 順守事項

屋外広告物条例による許可を受けるとともに、大阪広域水道企業団広告取扱規程、大阪広域水道企業団広告掲載基準、大阪広域水道企業団水道施設等屋外看板広告掲載要領等、関連規程について同意し、これを順守します。

水道施設等屋外看板広告掲載内容等の変更可否決定通知書

様

大阪広域水道企業団
企業長

年 月 日付で申込みのあった大阪広域水道企業団水道施設等への屋外看板広告の掲載内容等の変更については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 決定区分 掲載内容等の変更を認めます（認められません）。
（変更を認められない理由： ）
- 2 掲載内容等を変更する日
年 月 日
- 3 変更内容 別添のとおり